

第9回平和首長会議 会議Ⅰ 議案書

議案1 役員の選任について p. 1～

議案2 メンバーシップ納付金収納額の増額と地域を主体とした
事業への充当について p. 3～

議案3 平和首長会議行動計画(2017年—2020年)について p. 5～

報告事項 p. 13

- 1 次回の総会について
- 2 次回の総会までの理事会について

役員の選任について

(2017～2020)

○役員候補都市

会 長	広島市長（日本）
副会長	長崎市長（日本）
	ハノーバー市長（ドイツ）
	ボルゴグラード市長（ロシア）
	マラコフ市長（フランス）
	モンテンルパ市長（フィリピン）
	マンチェスター市長（イギリス）
	イーペル市長（ベルギー）
	ビオグラード・ナ・モル市長（クロアチア）
	グラノラズ市長（スペイン）
	ハラブジャ市長（イラク）
	フォンゴトンゴ市長（カメルーン）
	メキシコシティ市長（メキシコ）
	フロン市長（ノルウェー）
	デモイン市長（アメリカ）
理 事	バンコク知事（タイ）
	フリマントル市長（オーストラリア）
	サラエボ市長（ボスニア・ヘルツェゴビナ）
	セメイ市長（カザフスタン）
	コーチ市長（インド）
	モントリオール市長（カナダ）
	ウェリントン市長（ニュージーランド）
	サントス市長（ブラジル）
	カルタゴ市長（コスタリカ）
	テヘラン市長（イラン）
	グリニー市長（フランス）

計 26名

（説 明）

1 副会長都市

- ・アクロン市長が留任を希望せず。アメリカの現リーダー都市であるデモイン市長が副会長に昇格。
- ・ブリュッセル市は6月に市長が退任した後、留任を保留。新市長就任後に方針が決定され、事務局から役員都市に報告する予定。
- ・他の13市長は留任。

2 理事都市

- ・留任の回答がなかったボゴタ市長（コロンビア）以外の理事都市10市長は留任。
- ・フランス・チャプターで会長を務めるグリニー市長が理事に昇格。

(参 考)

平和首長会議規約（抜粋）

（役員）

第4条 この機構に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 若干名

理事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の首長の互選によって決定する。

3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 理事は、会長が連帯都市の首長の中から選任する。

なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。

6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。

（任期）

第5条 役員の任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の首長が、当該首長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の首長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

メンバーシップ納付金収納額の増額と地域を主体とした事業への充当について

1 趣旨

「メンバーシップ納付金」(以下「納付金」という。)は、平和首長会議という機構を加盟都市全体で支える体制をつくるため、2013 年に広島で開催された第 8 回平和首長会議総会において採択され、2015 年から実施された制度である。

この度、2017 年から 2020 年までの行動計画を策定するに当たって、我々は世界恒久平和への道筋として「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」の二つに取り組んでいくことを掲げている。

ついては、これらの活動を支える財政基盤の拡充方策として、納付金収納額の増額を図っていく必要がある。そのためにまずは、前者の活動を支えるために納付金の収納率向上を図ることとし、また、後者の活動を支える納付金を確保するために、その金額を現行の 2,000 円から 6,000 円に引き上げることができるようにすることを提案する。

2 具体案

(1) 「核兵器のない世界の実現」に向けた活動を支えるための収納率の向上

リーダー都市は、平和首長会議行動計画の「核兵器のない世界の実現」に掲げる新規事業の立ち上げや既存事業の拡充のための財源として納付金の収納が欠かせないことを管轄地域内の加盟都市に周知するとともに、具体的な収納方法を提示して、収納率の向上を図ることとする。

なお、事務局との事前協議・収支報告を条件として、従前どおりリーダー都市が管轄地域内の都市を取りまとめて集金した納付金を、事務局に送付することなく当該地域内の活動に充当することを可能とする。また、納付金を納付しない都市があっても、従前どおりこれを離脱させないこととする。

(2) 「安全で活力のある都市の実現」に向けた活動を支えるための納付金額の引き上げ

リーダー都市は、上記(1)の収納率の向上に十分に取り組んだ上で、平和首長会議行動計画の「安全で活力のある都市の実現」に掲げる新規事業の財源を確保するために、納付金を 2,000 円から 6,000 円に引き上げることができるものとする。

なお、リーダー都市が管轄地域内の都市を取りまとめて集金した納付金を当該地域内の活動に充当した場合であって余剰が生じたときには、「核兵器のない世界の実現」に掲げる事業のための財源に充当することとする。この場合に、リーダー都市は余剰金を事務局に送付することとする。

(3) 導入時期

この納付金制度のスキームは、2019 年から実施する。

平和首長会議メンバーシップ納付金平成 28 年度決算について

(1) 収入

項 目	内 訳	金 額
メンバーシップ納付金 (1 都市あたり年 2,000 円)	平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月納付 1,116 自治体 〔 日本国内 977 自治体 〕 〔 海外 139 自治体 〕	4,074,719 円 (日本国内 1,954,000 円) (海外 2,120,719 円)
合計		4,074,719 円

※ 年額 2,000 円以上の納付金を納める自治体もある。

※ 金額は平和首長会議事務局が受領した日本円での金額であり、為替レートの影響及び受取手数料の負担により、端数が生じている。

(2) 支出（メンバーシップ納付金充当事業）

事務事業名	金 額
加盟都市への被爆樹木の種・苗木の配付	428,910 円
「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める市民署名運動の展開	234,311 円
加盟都市データベースの運用保守及び機能追加	1,556,426 円
第 9 回平和首長会議総会の準備	1,687,169 円
メンバーシップ納付金徴収に係る事務	167,903 円
合計	4,074,719 円

※ 「平和首長会議メンバーシップ納付金の取扱いに関する要綱」において、納付金は平和首長会議行動計画（2013 年－2017 年）に掲げた新規事業及び既存事業の拡充のための財源として優先的に充当するものとしている。

平和首長会議行動計画(2017 年-2020 年)概要図 (案)

世界恒久平和

I 核兵器のない世界の実現

- (1) 平和首長会議による国連・各国政府に対する要請
【リニューアル】
- (要請内容)
- 核兵器廃絶に向けた被爆者の願いを受け止めるための広島・長崎への訪問
 - 核兵器禁止条約の早期締結
 - 核抑止から脱却した安全保障体制の実現
- (2) 幅広い層の市民による核保有国及びその傘の下にある国々の政府に対する要請
- 市民社会が協力して政府の方針転換を求める要請活動 【新規】

II 安全で活力のある都市の実現

平和文化の構築並びにテロ、難民及び環境破壊などの共通課題に関する地域毎の取組の拡大 【新規】

1. 国際世論の醸成・拡大

- (1) 次代の平和活動を担う青少年の育成
- 次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施 【新規】
 - 広島・長崎への受け入れを組み込んだ青少年「平和と交流」支援事業等の充実 【リニューアル】
 - 「広島・長崎講座」の普及
- (2) 幅広い層の市民の平和意識の啓発
- 「ヒバクシャ国際署名」と連携した「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動 【リニューアル】
 - 平和意識の高揚を図るキャンペーン大使の任命 【新規】
 - 核兵器の非人道性とリスクに関する啓発活動 【新規】
- (3) 加盟都市におけるヒロシマ・ナガサキのメッセージの発信・継承
- 原爆ポスター展の開催
 - スカイプを利用した被爆体験証言活動の拡充
 - 被爆樹木の種や苗木の配付・育成
 - 加盟都市の属する国の駐日外交官等の広島・長崎への受け入れ
- (4) 多様な主体との連携の推進
- 世界の自治体組織との協力関係の確立
 - 赤十字国際委員会など平和関係の国際組織や NGO 等とのネットワークの構築による連携促進
 - 広島平和記念資料館及び長崎原爆資料館との連携強化
 - 広島市立大学広島平和研究所、長崎大学核兵器廃絶研究センターなど国際的な平和研究機関との連携強化 【リニューアル】

- (1) 次代の平和活動を担う青少年の育成
- 次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施 【新規】
- (2) リーダー都市を中心とした主体的な活動
- 地域特有の課題の解決に向けた地域会議の開催等 【新規】
- (3) リーダー都市と多様な主体との連携
- 連携実績を踏まえた世界の自治体組織との協力関係の構築 【新規】
 - 赤十字国際委員会など平和関係の国際組織や NGO 等とのネットワークの構築 【リニューアル】

2. 組織基盤及び機能の拡充

平和首長会議全体の取組

- (1) 加盟都市の拡大
- 様々なルートを活用した未加盟都市への加盟要請
 - 大きな影響力を持つ首都や国連機関所在都市の加盟促進 【リニューアル】
- (2) 事務局機能の充実
- インターンの受け入れ等による事務局と加盟都市の連携強化 【リニューアル】
 - ソーシャルメディアの活用による情報発信の強化
- (3) 財政基盤の充実
- メンバーシップ納付金の収納率の向上 【リニューアル】
 - ファンドレイジング

各エリア毎の取組

- (1) 地域活動の活性化に向けた地域グループの基盤強化
- リーダー都市を中心とした主体的な活動を、国単位もしくは国を越えた地域グループで展開するための組織の拡充 【リニューアル】
- (2) 財政基盤の充実
- 地域を主体とした新規事業のためのメンバーシップ納付金の引き上げ 【新規】
 - 地域が主体となったファンドレイジング 【リニューアル】

平和首長会議行動計画（2017 年-2020 年）（案）

私たち平和首長会議が核兵器廃絶の目標年として掲げている 2020 年まで 3 年と迫った今、世界で大きな動きが起きている。本年 3 月と 6、7 月にニューヨークの国連本部において核兵器禁止条約の交渉会議が開催され、最後まで核保有国とその傘の下にある国々是不参加のままであったが、被爆者が長年訴えてきた核兵器の法的禁止の必要性について活発な議論が展開され、さる 7 月 7 日に 122 カ国の賛同により条約が採択された。

これはひとえに、国連や平和関係の国際組織、平和首長会議など市民社会の諸団体、そして被爆者達が、高い志と強い信念をもって核兵器の廃絶に向け、その法的禁止を実現するための活動を続けてきた結果である。

この禁止条約は、平和首長会議が掲げる 2020 ビジョンの趣旨に完全に合致し、核兵器廃絶を達成しうる包括的な核兵器禁止条約の実現に向けた重要なステップとなるものである。

故に、平和首長会議が取り組むべき今後の課題は、市民社会の総意として、核兵器を廃絶することこそ今後のあるべき姿だという認識を核保有国等に共有してもらい、条約の批准につなげていくことである。

また、交渉会議に参加しなかった核保有国等が条約推進国と同じテーブルについて、この条約を十分に法的実効性を持つものに育てていくための議論を進められるような環境を作るなど、2020 年に向け、世界恒久平和の実現を目指して確実に歩を進めていかなければならない。

2017 年から 2020 年までの行動計画を策定するに当たって、我々は世界恒久平和への道筋として「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」の二つに取り組んでいくことを掲げている。

「核兵器のない世界の実現」に向けては、被爆者の切実な思いが広く共有され、核保有国やその同盟国の核兵器禁止条約締結が促進されるよう、加盟都市や市民社会と協働しながら各国政府へ要請していきたい。

「安全で活力のある都市の実現」の分野では、平和文化の構築を図るとともに、テロ、難民、環境破壊など多様な課題に対する地域毎の主体的な取組を活発化していくため、平和、都市の発展、教育等に関する国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた具体的な取り組みを推進する。

そのためには、国際世論の醸成・拡大が不可欠であり、新たな取組として、若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施や、平和意識の高揚を図るキャンペーン大使の任命、核兵器の非人道性とリスクに関する啓発活動を掲げている。また、地域特有の課題解決に向けたリーダー都市を中心とした地域会議の開催や世界の自治体組織との協力関係の構築に取り組むこととしている。

さらには、これらの活動を支える財政基盤の拡充方策として、メンバーシップ納付金収納額の増額による地域活動の財源確保を掲げ、地域活動の強化を図ることを盛り込んでいく。

平和首長会議の加盟都市は、現在、162 カ国・地域、7,417 都市に上り、その人口は世界の総人口の 7 分の 1 に当たる約 10 億人に及んでいる。35 年の年月をかけて加盟都市と共に築き上げてきたこの基盤を最大限に活かして確実な成果を生み出すべく、2017 年から 2020 年までの具体的な取組を定める「平和首長会議行動計画」を次の通り策定する。

I 核兵器のない世界の実現

(1) 平和首長会議による国連・各国政府に対する要請

【リニューアル】

(要請内容)

- ・核兵器廃絶に向けた被爆者の願いを受け止めるための広島・長崎への訪問

国連職員や各国政府の為政者が広島・長崎を訪れ、被爆者から直接証言を聞くことなどにより被爆の実相に対する理解を深めるとともに、核兵器廃絶に向けた被爆者の心からの願いを受け止め、その実現に向け努力するよう要請する。

- ・核兵器禁止条約の早期締結

核保有国及びその傘の下にある国々（以下「核保有国等」という）を含んだ全ての国々が、「核兵器禁止条約」を早期に締結するよう要請する。この条約は、平和首長会議が掲げる 2020 ビジョンの趣旨に完全に合致し、核兵器廃絶を達成しうる包括的な核兵器廃絶条約の実現に向けた重要なステップとなるものである。故に、我々は本条約の早期発効を促すあらゆる取り組みを支持する。

- ・核抑止から脱却した安全保障体制の実現

現在の「核抑止」に依存する安全保障体制から脱却し、多様な国際社会の相互理解、相互協力を促進する方向で安全保障体制を実現するよう要請する。

(2) 幅広い層の市民による核保有国及びその傘の下にある国々の政府に対する要請

- ・市民社会が協力して政府の方針転換を求める要請活動

【新規】

核保有国等の政府に対して、加盟都市と市民社会が協力し、核兵器廃絶に向けて政策を転換するよう要請する。

1 国際世論の醸成・拡大

(1) 次代の平和活動を担う青少年の育成

- ① 次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施

【新規】

各加盟都市において、アニメ・マンガ等のサブカルチャー素材、現代アートや音楽等、若い世代にアピールする様々な媒体を活用し、核兵器廃絶をテーマにした平和教育イベントや講演会を実施することにより、将来の平和活動を担う人材の意識啓発を図る。また、そうした平和教育プログラムで活用できる教育ツールを事務局が各加盟都市から集約し、ウェブサイトで紹介する。

- ② 広島・長崎への受け入れを組み込んだ、青少年「平和と交流」支援事業等の充実

【リニューアル】

青少年「平和と交流」支援事業や「広島・長崎講座」等により広島・長崎を訪問する青少年に、被爆の実相について理解を深めてもらうとともに、それぞれの都市で核兵器廃絶に向けて主体的に取り組んでもらえるようするためのプログラムの充実を図る。

③ 「広島・長崎講座」の普及

被爆の実相や被爆者のメッセージを、学術的に整理、体系化し、学問として普遍性を持たせた「広島・長崎講座」について、これまでの講座の概要や実績を分かり易くまとめるとともに、すぐに活用できる教材をインターネット等で効果的に配信することにより、本講座の設置を促進する。

(2) 幅広い層の市民の平和意識の啓発

① 「ヒバクシャ国際署名」と連携した「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動 【リニューアル】

「ヒバクシャ国際署名」と連携し、核保有国等に対し「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動を行う。なお署名は、平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）が取りまとめ、NPT 再検討会議等の際に国連に提出する。

② 平和意識の高揚を図るキャンペーン大使の任命 【新規】

文化・芸術・スポーツ等の分野における著名人等をキャンペーン大使に任命し、市民の平和活動への参加を促すとともに平和意識の高揚を図る。

③ 核兵器の非人道性とリスクに関する啓発活動 【新規】

核兵器の非人道性や、我々の身近なところで起こりうる事故等のリスクについて市民の認識を深め、核兵器廃絶に向けた行動につなげるための啓発活動を推進する。

(3) 加盟都市におけるヒロシマ・ナガサキのメッセージの発信・継承

① 原爆ポスター展の開催

各加盟都市において、一人でも多くの市民に被爆の実相について理解を深めてもらい、核兵器廃絶への思いを強くしてもらうようするため、原爆ポスターや被爆にまつわる資料等を展示する原爆ポスター展を開催する。

② スカイプを利用した被爆体験証言活動の拡充

加盟都市の会場と広島平和記念資料館をスカイプで結んで実施する、被爆体験証言活動の拡充を図る。

③ 被爆樹木の種や苗木の配付・育成

被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木の種や苗木を希望する加盟都市に配付し、市民に平和の象徴として大切に育ててもらうことにより、平和意識の醸成を図る。

④ 加盟都市の属する国の駐日外交官等の広島・長崎への受け入れ

被爆の実相に触れることにより、核兵器廃絶への思いを強くするとともに、帰国後も様々な場面で核兵器廃絶に向けた国際世論の醸成を図ってもらうため、加盟都市の属する国の駐日外交官等を広島・長崎に受け入れる。平和首長会議と各国とのネットワーク強化につながるよう、その後のフォローアップにも努める。

(4) 多様な主体との連携の推進

① 世界の自治体組織との協力関係の確立

都市・自治体連合（UCLG）、全米市長会議（USCM）、メトロポリス等、世界の様々な自治体組織に対し、平和首長会議が行う核兵器廃絶に向けた取組への賛同・協力を働き掛けることにより、都市・市民レベルでの核兵器廃絶に向けた気運の醸成と活動の拡大を図る。

② 赤十字国際委員会など平和関係の国際組織や NGO 等とのネットワークの構築による連携促進

赤十字国際委員会、IPPNW、パグウォッシュ会議等の平和関係の国際組織や、ピースボート、アボリション 2000、ICAN等の平和NGOとのネットワークの構築に努めるとともに、これらが行う各種活動との連携を図る。

③ 広島平和記念資料館及び長崎原爆資料館との連携強化

- a 両資料館の展示情報、データベース、子供向けサイト（「キッズ平和ステーションヒロシマ」と「キッズ平和ながさき」）等へのリンクを平和首長会議のサイトに掲載する。
- b 原爆資料展等、両資料館が主催するアウトリーチ活動の場で、平和首長会議の活動を効果的に紹介する。

④ 広島市立大学広島平和研究所、長崎大学核兵器廃絶研究センターなど国際的な平和研究機関との連携強化

【リニューアル】

広島・長崎の両機関など国際的な平和研究機関との連携を強化し、その学術研究成果等や人材を平和首長会議の取組に活用する。また、平和首長会議が関与するこれら平和研究機関のセミナーやイベント等をフェイスブック等で告知し、市民の平和意識の高揚を図る。

Ⅱ 安全で活力のある都市の実現

平和文化の構築並びにテロ、難民及び環境破壊などの共通課題に関する地域毎の取組の拡大 【新規】

核兵器に関する活動に加えて、平和文化の構築のための活動やテロ、難民、環境破壊、貧困、飢餓、差別、暴力などの地域特有の課題解決に向けた活動を、地域毎に検討し、事務局と協議しながら推進する。また、そうした地域の主体的な活動を平和首長会議全体で支える。

1 国際世論の醸成・拡大

(1) 次代の平和活動を担う青少年の育成

① 次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施 【新規】

各加盟都市において、次代を担う若い世代が人間の尊厳を奪う地域の諸問題について学ぶことを通して、平和の尊さについて考える平和教育を実施する。

また、事務局は、各加盟都市から平和教育の実践例を集約し、ウェブサイトで紹介することにより、取組の拡大につなげる。

(2) リーダー都市を中心とした主体的な活動

① 地域特有の課題の解決に向けた地域会議の開催等 【新規】

地域特有の課題を解決すべく、リーダー都市を中心にして地域会議等を開催し、幅広い層の市民の参画を得ながら、地域主体の活動を推進する。こうした活動を通じ、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）、とりわけ平和や都市の発展、教育に関する目標達成にも寄与することを目指す。

(3) リーダー都市と多様な主体との連携

① 連携実績を踏まえた世界の自治体組織との協力関係の構築 【新規】

連携実績があるリーダー都市が中心となって、世界の自治体組織に対し、平和首長会議が行う取組への賛同・協力を働き掛けることにより、地域毎の多様な課題の解決に向けた気運の醸成と活動の拡大を図る。スペイン・グラナダ市が主導する都市・自治体連合（UCLG）との連携や米国アイオワ州デモイン市が主導する全米市長会議（USCM）との連携等の建設的な協力関係の実例に倣う。

② 赤十字国際委員会など平和関係の国際組織やNGO等とのネットワークの構築

【リニューアル】

リーダー都市が中心となって、赤十字国際委員会、IPPNW、パグウォッシュ会議等の平和関係の国際組織や、ピースボート、アボリション2000、ICAN、等の平和NGOとのネットワークの構築に努める。

I 核兵器のない世界の実現

II 安全で活力のある都市の実現

2 組織基盤及び機能の拡充

<平和首長会議全体の取組>

(1) 加盟都市の拡大

① 様々なルートを活用した未加盟都市への加盟要請

事務局からの個別の加盟要請をはじめ、他の自治体組織やリーダー都市の連携先など様々なルートを活用した加盟要請に取り組む。

② 大きな影響力を持つ首都や国連機関所在都市の加盟促進 【リニューアル】

政治的に影響力が大きく、国際世論の形成にも影響を及ぼす首都や国際機関所在都市の加盟促進に取り組む。

(2) 事務局機能の充実

① インターンの受け入れ等による事務局と加盟都市の連携強化

【リニューアル】

インターンを幅広い加盟都市から毎年受け入れ、事務局と各加盟都市との連携を深めるとともに、事務局機能の充実を図る。また、可能な限り、毎年新たな加盟都市から受け入れるように努める。

② ソーシャルメディアの活用による情報発信の強化

平和首長会議の活動内容に関する情報発信や加盟都市間の情報交換等を一層活発に行えるようにするため、ソーシャルメディアの活用を図る。

(3) 財政基盤の充実

① メンバーシップ納付金の収納率の向上 【リニューアル】

平和首長会議の活動を支えるメンバーシップ納付金の収納額の増額を図るため、リーダー都市が納付金を収納する必要性を周知するとともに、具体的な収納方法を提案して、収納率向上に努める。

② ファンドレイジング

メンバーシップ納付金以外の財源確保のため、他の事業主体からの資金提供などの効果的な資金調達戦略を立案、実施する。

<各エリア毎の取組>

(1) 地域活動の活性化に向けた地域グループの基盤強化

① リーダー都市を中心とした主体的な活動を、国単位もしくは国を越えた地域グループで展開するための組織の拡充 【リニューアル】

地域のグループ化を推進するため、リーダー都市が中心となって国単位もしくは国を越えたより広いエリアのチャプターを立ち上げ、それぞれの特性に応じた主体的な活動が可能となるよう、強固な基盤を構築する。

(2) 財政基盤の充実

① 地域を主体とした新規事業のためのメンバーシップ納付金の引き上げ

【新規】

リーダー都市は、管轄地域内で収納率の向上に取り組んだ上で、平和首長会議行動計画の「安全で活力のある都市の実現」に掲げる新規事業の財源を確保するため、納付金を 6,000 円に引き上げができることとし、その引き上げ相当分（6,000 円－2,000 円＝4,000 円）を新規事業に充当する。

② 地域が主体となったファンドレイジング

【リニューアル】

各地域でメンバーシップ納付金以外の財源確保に向けて、主体的に効果的な資金調達戦略を立案、実施する。

会議Ⅰ 報告事項

1 次回の総会について

(1) 開催時期

2020 年 8 月

(2) 開催地

広島市

2 次回の総会までの理事会について（案）

(1) 開催時期

2018 年、2019 年の両年開催

(2) 開催地等の検討

- ・ 2018 年 4 月に、ジュネーブで N P T 再検討会議第 2 回準備委員会が開催されるのに合わせて開催
- ・ 2019 年秋に、開催を申し出た役員都市において、もしくはスカイプ等により開催